

盛岡市こども計画（仮称）の策定について

1 計画策定の趣旨

令和5年12月22日に閣議決定された「こども大綱」により、こども施策に関する基本的な方針や重要事項などが示されたことを受け、市では、これらの内容を勘案し、こども基本法第10条に基づき、「市町村こども計画」を令和6年度中に策定することとしている。

計画の期間は、令和7年度から11年度までの5年間とし、こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」の実現に向けた市の基本的な方針や、実施する施策について定めることとしている。

2 計画の内容

現在、市における子ども・子育て施策に関する計画は、次のとおり策定されていますが、今年度新たに策定するこども計画は、これらの計画を一つにまとめ、一体のものとして作成するものである。

- ・ 第2期盛岡市子ども・子育て支援事業計画（計画期間：R2年度～R6年度）
- ・ 盛岡市子ども・若者育成支援計画（計画期間：H27年度～R6年度）
- ・ 第2期子どもの未来応援プラン（計画期間：R2年度～R6年度）
- ・ 児童の放課後の居場所づくりに関する方針（計画期間：H31年度～R5年度）

3 こどもからの意見

こども計画の策定にあたっては、こどもの状況やニーズをよりの確に踏まえた実効性のある計画とするために、計画の対象となるこどもや子育て当事者等の意見を幅広く聴取して反映させることが必要とされていることから、計画の策定作業と併せて意見聴取を行っていく予定である。

4 スケジュール

- | | |
|--------|---|
| 令和6年8月 | 子ども・子育て会議・青少年問題協議会（骨子案説明）
こどもの意見聴取開始（11月頃まで） |
| 10月 | 子ども・子育て会議・青少年問題協議会（計画書案の審議） |
| 11月 | パブリックコメント |
| 令和7年1月 | 子ども・子育て会議・青少年問題協議会（計画書案の最終審議） |
| 2月 | 市議会全員協議会（最終案説明） |
| 3月 | 計画策定 |